

6 指導内容，指導の形態について

1 各教科等を合わせた指導（領域・教科を合わせた指導）

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科，道徳，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校や特別支援学級（知的障害特別支援学校と同様の教育課程上の取扱いをする場合）においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、これまで「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれています。

※法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項による。

2 各教科等を合わせる各教科とは

知的障害がある場合、教科や領域ごとに別々に指導されていた内容を統合して、生活に役立たせる知識にまとめていくことに困難さがあると考えられます。そのため、教科ごと領域ごとに分けて指導するのではなく、生活に結び付いた実際的で具体的な活動を学習活動の中心に据え、それを実際的な状況下で指導することが効果的であるといえます。また、この「各教科等を合わせた指導」は、小・中学校の各教科等ではなく知的障害特別支援学校の各教科等です。知的障害があることを前提とした指導の形態なので、当然、知的障害特別支援学校の各教科等になります。

3 特別支援学校（知的障害特別支援学級）の教育課程の構造

【指導内容】

・各教科 ・道徳 ・特別活動 ・自立活動 ・（外国語活動）

総合的な学習の時間

再編成

【指導の形態】

領域・教科を合わせた指導

- ・日常生活の指導
- ・遊びの指導
- ・生活単元学習
- ・作業学習

教科別の指導

- ・国語
- ・算数，数学
- ・音楽 等

領域別の指導

- ・生活
- ・特別活動
- ・自立活動
- ・道徳
- （・外国語活動）

総合的な学習の時間

★★★領域・教科等を合わせた指導の例★★★

●教科別の指導
国語（持ち物の名前）
算数（金銭）
図工（馬の塑像）

【生活単元学習】
「遠足に行こう」

●領域別の指導
特別活動（基本的な生活習慣）
道徳（自立，自然）
自立活動（集団内での行動）